

## 道路・河川の権限移譲について

1. 道路・河川の権限移譲に当たっては、国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。

(1) 道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を、地方分権改革推進委員会の意見書及び全国知事会の要望を踏まえつつ検討することとし、地域の実状を十分に踏まえ必要な整備・維持管理の水準を確保する。

ただし、地方公共団体が移譲された道路・河川を維持管理するに当たっては、地方の創意工夫等により、一層の効率化に努める。

(2) 想定を超える大規模災害等については、国・地方が協力して適切に対応することとし、その場合の国の支援の仕組み等については、今後、検討する。

(3) 道路・河川の権限移譲に伴って必要となる人員の確保の方策については、事業執行が円滑に行われるよう、今後、検討する。

2. 1. を前提に、遅くとも9月中には個別の道路・河川について国土交通省と関係都道府県等との協議が行われるようにする。